

（１）漁労収入＝漁業生産に伴う収入

- ①漁獲物・収穫物の販売及び養殖生産の収入  
（自身の漁獲物・収穫物等を自ら加工（一次加工（※１））・販売する場合は、当該売上を計上する。）
  - ②現物処理の評価額（家事消費（自家消費））
  - ③漁協や共同体の構成員として得られる利益配分・分配・配当金等の収入  
（漁協・共同体・他経営体に雇用され、これらが行う漁業に従事した場合に支払われる給与（労賃）は含まない）等
- ※１ 加工（一次加工）：ボイルわかめ、乾のり、貝類のむき身、魚介藻を乾燥させたもの等（加工場があり、専従の常時従事者をして製造・販売する場合であつても自身の漁獲物・収穫物等については漁労収入に含める。）

（２）漁労支出＝漁業生産に伴う支出

- ①雇用労賃 ②漁船・漁具費（修繕・メンテナンス費を含む） ③油代 ④餌代 ⑤種苗費 ⑥販売手数料
  - ⑦負債利子 ⑧漁業関係保険料（※２） ⑨租税公課諸負担 ⑩減価償却費
  - ⑪氷代 ⑫魚箱代 ⑬水道光熱費 ⑭役員報酬 ⑮賃借料 ⑯接待交際費
  - ⑰旅費交通費 ⑱損害保険料 ⑲手数料 ⑳雑費 等
- ※２ 漁業関係保険料（漁業共済・漁船保険・積立ぶらす・漁業経営セーフティーネット構築事業の積立金等）のうち、「預け金」等にて資産計上している場合には、漁労支出（及び漁労外収入）には該当しません。
- ※３ 専従者給与は漁労支出（及び漁労外支出）には該当しません。

（３）漁労外収入＝漁業生産以外に係る収入

- ①兼営する水産加工業による収入（（１）の一次加工を除く）
  - ②漁協・共同体・他経営体に雇用され、これらが行う漁業に従事した場合に支払われる給与（労賃）収入
  - ③他会社からの給与 ④民宿及び農業等の事業によって得られた収入
  - ⑤漁業経営以外の兼業・兼職に伴う収入 ⑥補助金収入（資源調査・海底耕うん、傭船等）
  - ⑦制度受取金等 ⑧遊漁船業収入 ⑨委員報酬 ⑩漁協の役員報酬 ⑪受取利息 等
- ※５ 制度受取金等（漁業）とは、漁業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき支払われた共済金の受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等を指します（⑥を除く）。
- ※６ 保険金の受け取り額などの実績額については、事業提案書の添付資料の「収支実績・計画」欄における実績年・基準年及び事業実施報告書の実績年の欄に計上することは差し支えありませんが、同受け取り額などの見込額については、恒常的に支払われるものとは判断できないため、同資料の「収支実績・計画」欄における計画年に計上することは認められません。

（４）漁労外支出＝漁業生産以外に係る支出

- ①（３）の活動に必要な原価・費用 ②支払利息 等

注：各費目に含まれる内容又は費目の分類が不明である場合はNPO法人水産業・漁村活性化推進機構に確認を行うこと。